平成２１年（フ）第８８２号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目118番地の３園田大松ハイツ205号
債務者　壽賀野幸助
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９１号
鳥取県鳥取市滝山439番地の２
債務者　田中　達夫
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８１号
山口県下関市形山みどり町14番27―110号パサージュ新下関
債務者　渡邊　浩史
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
山口県下関市形山みどり町14番27―110号パサージュ新下関
債務者　渡邊　美和
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
山口県下関市幡生町２丁目23番24号
債務者　秋本　景子（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字小倉782番地２
債務者　松田　高徳
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第４９６号
高知市長浜784番地８
債務者　吉本みき子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６４号
高知県吾川郡いの町枝川2234番地12
債務者　川﨑　清隆
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１５号
高知市神田1035番地１　サンビレッジ岡村Ｃ―202
債務者　守谷　　巧
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２８号
福岡県飯塚市伊川411番地25
債務者　大庭　健一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４６号
福岡県嘉麻市上山田1065番地７
債務者　結城五十六
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１１７号
北九州市若松区二島５丁目15番14―301号
債務者　北村喜代美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３５号
福岡県田川市大字糒2517番地２
債務者　佐々木宏一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１３７号
福岡県田川郡香春町大字中津原1315番地１
債務者　永野　正憲
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第６４号
熊本県鹿本郡植木町大字小野970番地２
債務者　水成　信子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
大分市城東町12番17号　清水コーポＡ105
債務者　立石　峻一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０７号
大分県津久見市大友町８番10号
債務者　川崎ヤス子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６３２号
大分市西新地２丁目１番34号　ベル大洲503
債務者　佐々木　勲
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係